
令和元年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和元年12月19日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

令和元年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第87号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について
- 日程第2 議案第88号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第3 議案第89号 令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 議案第90号 令和元年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第5 議案第91号 令和元年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第92号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第93号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第94号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第95号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第96号 新町建設計画の変更について
- 日程第11 請願第1号 築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願
- 日程第12 陳情第1号 2020年度教育条件整備陳情書
(追加分)
- 日程第13 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第87号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について
- 日程第2 議案第88号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第3 議案第89号 令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 議案第90号 令和元年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について

- 日程第5 議案第91号 令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第92号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第93号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について
- 日程第8 議案第94号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第9 議案第95号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第96号 新町建設計画の変更について
- 日程第11 請願第1号 築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願
- 日程第12 陳情第1号 2020年度教育条件整備陳情書
(追加分)
- 日程第13 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（14名）

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上下水道課長	福田 記久君	総合管理課長	石井 紫君
環境課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君
生涯学習課長	古市 照雄君	監査事務局長	横内 秀樹君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第87号

○議長（武道 修司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第87号令和元年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第87号、本案の所管の項目について慎重に審査した結果、障害者福祉費、児童福祉費の昨年度実績に伴う国、県への返還金、椎田中学校、下城井公民館の修繕工事等、また債務負担行為として、令和元年度から令和2年度まで聖火リレー関連業務委託を行うための予算計上が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

続いて、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第87号令和元年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、本案の所管の事項については慎重に審査した結果、将来の財政運営に備えての積立金、債務負担行為として、令和元年度から令和4年度までの包括業務の委託を行うための予算の計上が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

本案に対して、宗晶子議員ほか1名からお手元にお配りしています修正の動議が提出されています。

地方自治法第115条の2の規定に基づき、議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案とあわせて議題といたします。

動議の提出者の説明を求めます。宗晶子議員。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） まず、初めに申し上げたいがございます。

修正動議は、私この場でも今まで何度も申し上げてまいりましたが、委員会質疑内で疑問を感じる御質問をいただきましたので、この場ではっきりと申し上げたいと思います。

私は毎回修正動議や反対の意を申し上げる際は、この本会議の場で、根拠と信念を持って修正理由や修正動議の理由、反対意見を申し述べているわけがございます。それが議員の使命と考えております。

しかしながら、新川町長が提案するから反対しているのかと、先日の委員会でこのような御質問をいただきまして、大変悲しい気持ちになりました。まず、そのことを申し上げまして、議案第87号築上町一般会計補正予算（第4号）債務負担行為2億5,800万円について、修正動議の提案理由を述べさせていただきます。

前9月議会にて、私たち議員が全会一致で可決した条例により、会計年度任用職員に賞与、その他の手当を支払うことになりました。本議案は、その条例に逆行する議案でございます。議決されました会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例は、会計年度任用職員の制度の官製ワーキングプアの改善のための地方自治法改正に基づいた条例。民間では、同一労働同一賃金が進んでいるのに、民間以上に格差が指摘される非正規公務員の存在があります。この格差解消のため、会計年度任用職員制度が導入されました。

しかしながら、築上町は包括業務委託という形で、35名の非正規職員にボーナスを本人に渡さず、民間の委託会社に手数料として払うという予算が今議会で提案されました。本議案は、官製ワーキングプアの改悪であり、雇用の格差を拡大する議案でございます。

このことに納得できず、一般質問及び委員会でも質疑を行いました。しかし、私が根拠に基づいて御質問申し上げても、御答弁は住民サービスの向上のみでございました。非正規公務員に条例に基づいてきちんとボーナスを支払うことこそが、住民サービスの向上ではないでしょうか。

さらに本会議では、総務課長による訂正が行われたものの、築上町長から本施策により財政資質が上がるなどと根拠に基づかないいいかげんな答弁がございました。このような質疑では、納得を得るところか疑義を生む答弁に、答弁の信頼は失墜しております。

また、業務委託のための規定やガイドラインも策定されていない予算提案は、審議に値いたしません。

以上の理由により、議案第87号築上町一般会計補正予算（第4号）債務負担行為2億5,800万円について、修正動議を提案いたします。

○議長（武道 修司君） 提案理由は説明が終わりました。

これより修正案の提出者の説明に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。反対意見のある方。塩田議員。修正案に反対の討論。

○議員（11番 塩田 文男君） 包括業務委託についての修正案についての討論をいたしたい。

民間でいえば、民間の社長が人事権、これについては私の専権事項であると、よくそういう言葉を聞く。政治の世界でいえば総理の専決事項とかということもよく言われます。

荒っぽい言い方ではありますが、築上町が今回これを出したということについて、町の方針の一環である。そして、時代が今まで三セクとかいう中で直接雇用とかありましたが、民間を活用するという時代の流れもあり、この中で今回ここに書かれている受け取れるはずの賞与を受け取れず、来年から任用職員採用ということになりますが、この35名について私が思うには、どうしてボーナスを払えるのか。月額、月に1週間から10日の業務、しいては各課の草刈り業務等さまざまあります。

私個人の考え、また、民間が人を雇用する場合、ボーナスというのは民間からいえば当たり前ではありません。会社の景気によって払える会社、払わない会社また半額になった会社さまざまあります。この中の業務体系の中でボーナスを支払う、そっちのほうは僕はちょっと意見が違うんじゃないかということも考えています。

そういう中で、民間に委託をする、そして今までの3年から5年の縛りをなくすためにも民間委託という形の中で、また補償もついてやっていくという、そういうこう切りかえし、その地方行政の中で民間委託というのが入ってくる。もっと長い目で見れば、5年、10年かけてみれば、どんどんこの役場の庁舎の中にも民間業者が入ってくる。行く行くは職員の削減にもつながる、そういう状況があると考えて、これが第1弾とっております。

35名を決してむげな言い方をするわけじゃないですけども、やっぱりそういう中で一つの選択。私たち議会議員がやっぱり求めなければいけないのが、うちの委員会でもいろいろありました。契約の選定、プロポもしくは競争入札、事務の進め方、雇用者の説明不足、それからガイドラインがないのではないか、コストが削減できないのかというような多々いろんな協議ありましたが、民間に委託をすることには全員賛成ですと。

よって、私たちがこれから考える、この委託された会社が今後どう35名を取り扱う、またふえて30名から40名になるかもしれません。その業務のあり方を荒っぽくはないか、でたらめにやってないかとかいうところは調査して審議していかなければいけません。

僕はそう思っていますんで、今回の民間活用について（ ）していくというのは、僕は賛成であります。ですから、この修正動議について反対いたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 修正動議に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、世界各地で公共サービスの民間委託の破綻が広がっています。民間企業が利益にならない事業から撤退するなど、公共サービスの放棄を生み出しています。委託先の不安定な低賃金労働や劣悪な労働条件は、労働者の貧困と格差をより広げています。

今議会で正規職員の扶養に入れるくらいの低賃金、また、今現在劣悪な労働条件であることについて質問がありました。今の劣悪な労働条件は、非正規格差をなくしていくことで改善していくべきと考えます。年収が正規職員の3分の1以下とする試算があるとの悲惨な実態が新聞で報道されています。公共サービスを、利益を目的とする民間企業に委託することは、住民サービスの低下を招くものであり反対です。

以上の理由で、修正動議に賛成の意見とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ありがとうございます。本来であれば反対意見ありこういうルールがあると思うんですが、議会制民主主義で、その中での意見を、議長が取り上げていただいたことに本当に感謝いたします。私はこの修正案に賛成の立場で答弁をさせていただきます。

まず先ほど来、民間に委託する、これは将来的には仕方ないことだろうと。それは何でかという、やはり市町の財政これが一番厳しいということで、各市町村は、民間に委託するということを始めおるのを皆さん御存じだと。なおかつ、住民サービスを向上させましょうというのも一つのテーマになっている。

先ほど提案者の議員からもありましたが、9月に会計年度任用職員という国の制度によって、全嘱託職員、臨時職員が一定の雇用という形で、格差をなくそうということの条例が通っております、国からのお達しとはいえ。それがこの3カ月で35人という職員が何の説明もなく9月から民間に委託されますよという、この説明だけで困惑しているという話も聞いております。

最後に言いたいのが、この2億5,800万の債務負担行為がなくても、とりあえずは会計年度職員で雇用して、それからしっかりとガイドラインをつくって、民間に委託できるものは

委託していくというものをきちっとするべき、今そういう時期だと思うんです。

安易に民間に委託することに関しては、納得もいきませんし、働く人の立場になってみてください。皆さんがいきなり同じ立場から、民間に委託しますよという形になったら納得しますか。35名の方に関しての説明もろくにせず、こういう議案を提案をする、予算を提案することに関しては、反対いたします。

23日と26日に課長が言っていました。説明があると言っていました、これ予算が通ると、35名の方が来ても、あなたたちもううちとは関係ないんだからもう帰ってくださいみたいな説明しかできないのが本当筋というか、そういう説明しかできないのではないかなと。35名の方は相当な憤りを感じるのではないかと考えております。

ぜひここは一度立ち返って、会計年度任用職員でもう一回職員の仕事のあり方、会計年度職員のあり方というものをきちっと吟味して民間に委託するべきだと思います。

以上を修正動議の賛成意見と。

○議長（武道 修司君） ほかに討論ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案に対する宗晶子議員ほか1名から提出された修正案について採決を行います。

修正案に賛成の方は御起立をお願いいたします。済みません、もう一回確認します。修正案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） 御着席ください。起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

引き続き、原案を議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第87号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議がありましたので、ここで、起立による採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。御着席ください。起立多数です。よって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第88号

日程第3. 議案第89号

日程第4. 議案第90号

日程第5. 議案第91号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第2、議案第88号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第5、議案第91号令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、厚生文教委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第88号から議案第91号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第88号から議案第91号までの委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） **議案第88号**令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案について、人事院勧告に伴う人件費の補正、法改正に伴うシステム改修が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第89号令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案について、人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第90号令和元年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案について、債務負担行為として令和2年度から令和4年度までの水道事業検針業務委託について、業者の選定を含む本案の今後の進め方に反対意見があり、債務負担行為の予算計上を除く修正案が提出されました。修正案については、採決を行いました。賛成少数で否決しました。

なお、その後、原案について採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、本案について、

人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上です。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第2、議案第88号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ありません。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ありません。次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第88号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は、
委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決
されました。

日程第3、議案第89号令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい
てを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ありません。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第89号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は、
委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第90号令和元年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対して、宗晶子議員ほか1名からお手元に配付しています修正の動議が提出されています。地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案にあわせて議題といたします。

修正動議の提出者の説明を求めます。宗晶子議員。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） まず、議案第87号と同時入札で業者選定を行うという点で、先ほど述べました理由と同様の点で、この議案に対しての提案理由とさせていただきます。

さらに、築上町水道事業経営戦略には、平成31年度つまり令和元年度から毎年純利益が赤字になり、一般会計からの補助金の補填による対応を考えていると記載されています。赤字になると予測しながら、なぜ、多額の手数料を支払って民間業者に水道検針業務を委託を行うのか、全く理解ができません。この議案による3,000万円の業務委託で、水道事業会計がさらに膨らむことは間違いなく、その補填方法に納得できません。補填方法についての町長答弁は、一般質問と委員会質疑で全く一貫性がなく、信頼を失墜いたしました。将来の世代に借金を先送りする疑念を払拭することができず、本議案を認めることができません。

さらに、現在の検針者への労災等の保険について委員会でも議題になりましたが、民間業者に委託せずとも個人事業主特別加入制度を御利用いただくことが可能です。労災の保険加入のために、水道事業検針業務委託を行うことは、本議案の提案理由になり得ません。

以上の理由により、議案第90号築上町水道事業会計補正予算（第1号）債務負担行為3,000万円について、修正の動議を提案いたします。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより修正案の提出者の説明に対する質疑を行います。質疑のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） ここに提案理由があります水道会計が膨らむことに間違いなく、補填のほうに納得できませんというところと、町長と一般質問のその質疑に一貫性がなく信頼を失墜をしたというところを、ちょっと委員会どのように話されたかわからないんでお尋ねしたいと思う。

それから、先ほどこれにはちょっと書いていませんが、包括業務じゃなくて何とかするべきということを言っていました、それこそが僕は専権事項と思っていますが、それはそれで別で、どういう意味でそういう話が出てくるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） まず1点目なんですけど、2点目ちょっとわからなかったんで、1点目答えてから質問返してもいいでしょうか。質問の意味がわからなかったんで。

○議長（武道 修司君） じゃあ確認を。まず先に。

○議員（7番 宗 晶子君） まず確認から。包括業務何とかがわからないので、そこをお願いします。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 済みません。今回の包括業務委託をするのでなくて、先ほどそれから先がよく聞こえなかったんですけど、何とか何とか委託契約をすればいいのではないかといったところの意味がわからなかったんで、今回これが出された包括業務を委託するのではなくて、何とか委託にすればいいというふうに聞こえたんですけど、それはどういう意味でそういう、その意味がわからないので、その内容を説明してくださいということです。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ただいま私が申し上げた点の労災の保険についてのことなのかな。今申し上げたのは、今ちょっとその原稿もう一度読み直しますので、それで納得できるようにしたらお願いいたします。

現在の検針員さんは、労災の保険で、保険の件について委員会で議題になりました。現在の検針員さんは、労災の保険が適用されていないということです。民間委託にすると、民間の会社がちゃんと検針員さんの労災の保険に入ってくださいというふうに御提案をいただきましたので、その点についてはいいんですけども、保険の件だけで民間委託するにはお金が高過ぎると思うわけです。確かに検針業務を行っている間にけがをされたりとか、されては大変なので、やはり保険等には御加入いただいたほうがいいと思うんですけども、なかなか個人事業主になると、雇用されているわけではないんですよ、わかります、検針員さんは。業務委託を受けているから、個人事業主なんです。その方は、保険に入ることができないんです。そういう方の救済措置というか、きちんと国が定めておまして、こちらを利用したら、ここまで民間委託に労災の保険だけのためにお金を掛けずとも、きちんと補償は得られるということを申し上げたかったのでございます。それはよろしいですか。

もう一点なんですけれども、町長の御答弁が、一般質問と委員会質疑で全く一貫性がなくと申し上げたところでございます。町長は、この一般質問の場で、水道料金が値上がることに対して、起債を利用するとおっしゃいました。そしたら起債を利用するということは借金なので、起債をすることで答えられました。なので、委員会でたまたみかけまして、起債を利用するのは借金なので、将来の世代に借金を先送りするのではないかと御質問いたしましたら、課長1人外したか

ら予算は浮いているんだという答弁だったので、その質問に全く一貫性がないと感じたところで、信頼を失墜しているところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） よろしいですか。塩田議員。

○議員（**11番 塩田 文男君**） 先ほど民間委託と保険というところ、私の見解としては、業務委託、要するに今はここの部分については行政と個人事業主という雇用契約かもしれない、そこに保険を掛ければ事足りるんじゃないかというような言い分に聞こえたんですが、間違っていなければいいんですが。そこで、だから民間委託をやろうと。民間委託業務をやろう。民間委託したら、その分民間委託業者が、利益というか利益です。手数料。手数料こういう言い方したらいけないです。これ当たり前の世界なんです。

今どの人材派遣であれ、外国人労働であれ、日本人と全く一緒。特に外国人労働であれば、日本人に払う給料以外に、経費がかかっています。これは民間なら、経費で落としていくとかある。行政だからできる。ただ、安定的な人材を確保していく。それだけ人材いないということなんです。この世の中で、民間委託業者に頼めばその分幾らか膨らむと。いうのは——下げるとするのは、皆さんの意見結構出ていましたけども、日本中探して下がる業者があればそこに頼めばいいわけなんで。現実的にはこれが常識であり、当たり前の世界なんです。その面で民間委託して多少はかかるんです。だけど、ちゃんとした住民サービスとそして安定した人材確保という観点からいけば、今はこの民間委託業者にするということですから、別段僕は全く問題ないと思っております。

あと、一貫性がなくというところは、今聞いたところでわかりましたので、質問は終わりたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 回答はいいですか、塩田議員。

ほかに質問はありますか。田原議員。

○議員（**10番 田原 宗憲君**） ちょっと確認したいんですが、塩田議員の質問で、多分、先ほどの議案の包括業務の業者と今度の水道の検針員さんの雇用する会社と同じということを自分は述べたのかなと思って、そのことで包括業務というのが出たんです。だから、その点を詳しく業者が同じということなのか、それと私、総務建設産業委員会でしたが、この業者名が予算を通る前に厚生文教のほうでそういう架空の業者名が出たのか、その点もひとつちょっとお聞きしたい。まあ、出てなければ出てないで構わないんで。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 業者が同じという点に関しましては、厚生文教常任委員会の中では、副町長は入札に関してはわからないと御答弁されましたので、私はそのわからない状態では認め

ることができないと修正動議を提案いたしました。さらにその後、所管外質疑で、総務課長が水道業務を別に入札するという事をお聞きしました。この時点で、もちろん私は一般会計予算に修正動議を提案したわけで、会計年度任用職員がボーナスをもらえないことに対して反対という立場で、この入札も、水道業務に対しての入札も同じであるならば、それは当然反対だということで、意見を述べさせていただいたところでございます。

そして、業者名が出たのかということに関しましては、私はやはり個人的に35名の方からヒアリングをいたしまして、また水道の検針員さんからもヒアリングをいたしまして、業者名が出たことは間違いございません。しかしながら、それは雑談の中のことで、厚生文教常任委員会の中で提案することはありませんでした。

以上でございます。これでよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。ほかに。北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 厚生文教常任委員会の中で、人材確保についてもお話が出たと思います。その点についてのお考えをお願いします。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 人材確保も大変厳しい中、業者さんに任せるとするのは、決して悪いことではないと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたように、会計年度任用職員の制度が始まりまして、35人は賞与をいただける、それがもらえなくなった、それと関連している議案でございます。なので、もし民間委託するのであれば、35人の方にもきちんと賞与を払っていただいた上で、その上で民間委託にする。この議案で独立してなくて回答が申しわけないんですけども、入札が連動しているということは、当然この議案が通ると、会計年度任用職員さんにボーナスがもらえないという状況でございます。

その点において、私はボーナスをきちんと支払った上で、そして次年度、令和3年度よりしっかりこの民間委託を考えてはどうかという提案をいたしました、受け入れられなかった、このように修正動議を提案しているわけでございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 今御説明いただいたんですけども、もしこの修正動議が通らなかつたら、会計年度任用職員に移行するのではなく、このまま個人の業務委託を続けるということになるのではないのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 北代議員、大変申しわけないんですけども、こちら水道の検針員さんって会計年度任用職員です。なので、私は入札が同じという点で、反対しているわけでござ

ございます。だから1年きっちり待って、会計年度任用職員の皆さんが給料をもらったのと一緒に、同じ会社に水道業務を委託してはどうか、その検討できているのかということ、よろしいでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） よろしいですか。ほかに。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。修正案に対して反対の意見のある方。北代議員。

○議員（**6番 北代 恵君**） 私は反対の立場から意見を申し上げさせていただきます。この修正動議がもし通りましたら、水道検針員さんは今までと同じ個人業務委託を続けるということになると思います。私としては、一刻も早く会社の福利厚生が受けられるような状態にするのが妥当だと思います。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 修正動議に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今この修正動議が通らない場合、個人の委託になるという、個人委託ですね、通らない場合。個人委託になるというふうな質問がありました。これは、労働者の劣悪な労働条件であると私は考えます。このこと自体が、労働者の貧困と格差を広げていると思います。

先ほど述べましたように、私は公共サービスを、利益を目的とする民間企業に委託することは、住民サービスの低下を招くものであり、反対という一点でこの修正動議に賛成の意見とします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。塩田議員。

○議員（**11番 塩田 文男君**） これが35名の中にこの水道料金のところが年が入っていないんですが、包括のところに入ってない。でも、委員会で何かそうやって話とか使うと聞いたということでありましたし、今の業務内個人委託、行政との個人委託についての内容をいろいろ聞く限りで、今これを提案された宗議員の言われた、どうやってその賞与をつけるのか、本来、わかりやすく言えばほかにも幾つかあるんですが、ハローワークに行ったら賞与つきとかいうような業種じゃないという私の認識なんです。だから賞与ありきじゃなくて、今の労働者の立場それと契約が直接雇用で今まで1件幾らというような、そういった雑な雇用体系を民間に任せようということなので、まずはそこを今回の件で上げてみて、それから私たちがやるのは、民間委託業者が本当にちゃんと真面目にやってくれるのかということところは調査していきたいと思っております。この修正動議については反対いたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） 同じことを何回も言いたいぐらい、やっぱり議論が尽くされてないということが、今回のこの予算だと思うんですね。どうなるか本当に誰もわからない。会計年

度任用職員にしてもわからないし、包括業務委託さんにしても全然わからないです。先ほど北代議員が、劣悪なから個人業務から、本来町がそういうものやっていたことだと思います。それをやってなかったから民間に預けて責任逃れの事ってのは納得ができないし、なおかつ民間業者がどういう条件で雇用するかというのはわからないですから、もっと議論を尽くして、今こうやっているんな議論がある中で、誰もわからない中で、予算だけが先行していくことに関しては納得できませんし、この修正動議には賛成の意見として終わりたいと。

○議長（武道 修司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ないですね。これで討論を終わります。

これより本案に対する宗晶子議員ほか1名から提出された修正案について採決を行います。

修正案に賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。御着席ください。起立少数です。よって、修正案は否決されました。

引き続き、原案についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。

次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第90号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、今御意見がありましたので、本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。御着席ください。起立多数です。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第91号令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第91号について採決を行います。

本案に対して反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第92号

○議長（**武道 修司君**） 日程第6、議案第92号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対して、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第92号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案は、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されるため、現在の条例に会計年度任用職員の文言を加えるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第92号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第93号

○議長（**武道 修司君**） 日程第7、議案第93号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第93号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案は、所管の築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の中で、成年被後見人等を資格・職務・業務等から一律に排除するものを見直し、各資格・職務・能力に適した能力の有無を審査して、判断する仕組みに移行するため、整備に関する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第93号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案は、所管分条例5件について成年被後見人等を資格・職務・業務等から一律に排除するものを見直し、各資格、職種、業務等に適した能力の有無を審査して判断する仕組みに移行するための整備に関する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第93号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第94号

日程第9. 議案第95号

日程第10. 議案第96号

日程第11. 請願第1号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第8、議案第94号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、請願第1号築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第94号から請願第1号までは、一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第94号から請願第1号まで、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） **議案第94号**築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、常勤の特別職の職員に常勤の一般職員と同じく通勤手当を支給できるようするための条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第95号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、人事院勧告に伴い職員の給与を改定するため、条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第96号 新町建設計画の変更について、本案について慎重に審査した結果、平成30年4月「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の施行に伴い、合併特例債を起債できる期間が5年延長され、本町にても新町建設計画を5年間延長し、合併特例債で実施できる期間を令和7年度まで延長するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第1号 築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願、本案について慎重に審議した結果、もう少し推移を見守る必要があるという意見があり、採択の結果、継続審査にするものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第8、議案第94号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第94号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第95号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第95号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第96号新町建設計画の変更についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 議案質疑の折に議案第96号について資料請求させていただきましたところ、今後、箱物が多いということで、どういうプランがあるのか、その産業建設委員会ですっきりと議論をお願いしますと申し上げておりました。どういう議論があったのか御報告をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 今、町の基本計画の中の5年延長しますという中で、特例債が5年延びますという形の中での内容であって、箱物がこれをしますこれをします、というようなところまでは、議論はこれからと思う。この起債5年延長しますという内容の資料もらいました。皆さんもらっていると思います。という内容で5年延びるという形での内容だけです。以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 委員会の中で質疑は全くなかったんでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 質疑はありましたけど、この5年延長する内容の——中身にしてもその中身は入っていませんので、5年延長しますという中身が主な内容で終わりました。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 質疑があったけど、委員長は内容は把握していないということで
すね。結構です。ありがとうございます。

○議長（武道 修司君） 何かあります。塩田議員。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 把握してないじゃない、5年延長するという議案が
出て、それに対して審議したという。その中身、どの辺を求められているかわからないですけど、
特例債5年延長しましたという中身で、これを新町計画として基盤土台を敷かないと今後の行動
ができない、中身が全然あるのかなという話は皆さんありましたよ。だけど中身がないものにつ
いて5年延長だけですよという形の内容、主な内容です。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。3回目なので、これを最後に。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 私は、委員さんの間で委員さんがどんな質問をして、どんな回答
が返ってきたかを聞きたいんですけども、誰も質問しなかったんでしょうか。もし質問して覚
えてらっしゃるんだったら、どんな質問をして、どんな回答をされたか、執行部がどんな回答を
されたかだけでも御説明してくださいませんか。

○議長（武道 修司君） 委員長、答え。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 一語一句間違えず言うことは。その、質問はありま
したけど、いや、大体で。だからさっきからずっと報告しよる、中身があるのかという話が出ま
したと。だけど、5年延長が主な理由であり、その結果、財政的な表、新旧ともに並べて出した
ということで、誰が何を言ったというのは後で個人で聞いてもらいたいくらいですけど、こうい
う内容でしたと、急に15階建てのビルが建つとか、そんな計画ではなかったということが事実。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。

次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第96号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第96号は、
委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、請願第1号築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 地元の、ぜひこれ以上私たちを苦しめないでほしいという声に応えて、継続審査をお願いしたいということを申し上げまして、継続に賛成の意見とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 済みません、これより請願第1号について採決を行います。

本案に対して反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は継続です。請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり継続とすることに決定をいたしました。

日程第12、陳情第1号

○議長（武道 修司君） 日程第12、陳情第1号2020年度教育条件整備陳情書を議題といたします。

本案に対して、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 陳情第1号2020年度教育条件整備陳情書について、本案について、町内の小中学校の教育条件の整備を求めるものであり、採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

日程第13. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（武道 修司君） 日程第13、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、町長からの挨拶の申し出がありますので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 本当に慎重審議して、2週間にわたる第4回定例会ということで、令和元年度の最後の議会になりました。

特に、債務負担行為ということで、新しい項目で今債務負担行為というのは、改めて一応限度額を定めて、今からこの限度額が皆さんによって認めていただきました。これによって、この目いっぱい使うことなく、最小の範囲で契約ができること、それとまた住民サービスの向上に向かって、契約していこうということで、今からこの契約の履行が始まってまいります。そういうことでこの契約の推移を見守っていただきながら、また一般質問等々でしていただければ、幸いに存ずるところでございます。

そして、会期中に、皆さんも御存じかもわかりませんが、オリンピックのコースが正式に

発表されました。17日の日に午後、福岡県から発表がございまして、本町はメタセの杜を出発してそれから支所までと、距離にして2,070メートルということで、住民のランナーで走りますということで、ランナーも既に2名だけ発表がっております。一名は、本町から推薦ということで、推薦枠をいただきました。ということで、どなたにしようかということで非常に苦慮の結果、やはり体育振興に一番貢献しておる体育協会会長の久本成美氏を本町からの推薦ランナーとして、一応県のほうに推薦いたしましたら、県のほうがオーケーということでいただきました。もう一名は、一般公募で安武の梶屋太介君という、商業をなさっている方でございますけれど、商工会の青年部長をしておると話聞いております。

個人の応募で県のほうから決定が来たということで、昨日連絡者会議ということで、町内の全ての協力をしていただくという団体にお声がけしていただき、きのう2時から連絡会を開きました。ほとんどの方が賛成いただいて、画期的な事業である、そしてまた、もう本町には本当に百年、二百年、千年に1回かの事業かもわからないというふうなことで、皆さんがこぞって協力をしていただくということを確認して、今後また会を重ねるごとに、このリレーに対して、それとまた、このリレーで後、築上町の何とか向上、進展を目指してやっていけないかだろうかということまで考えて、オリンピックを契機にということで頑張ろうと、このような皆さんの決意もいただいたところでございます。

以上、報告を申し上げまして、もう一つございましたが、ポスターを皆さんにちょっとポスター2020年ということにちなんで、2,020人以上の方にぜひポスターに参加していただくということで、参加を求めましたら、当初千二、三百人でしたが、最終的には2,500人を超える方が協力をしていただいて、今ここに抱えているこのポスターをつくることができました。これも一つ築上町のPRだということでございます。

これのちっちゃいやつを皆さんにもお持ち帰りいただくことで、後で、用意しておりますので、どうぞお持ち帰りをお願い申し上げたいと。また、町民の皆さんにはよろしくお伝えしていただくをお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで、令和元年第4回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時07分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員